

令和 7 年 8 月 6 日

小千谷市地域公共交通協議会委員 各位

小千谷市地域公共交通協議会
会長 山口 良信

令和 7 年度 第 2 回小千谷市地域公共交通協議会 書面決議について

日頃から市政の運営に格別の御協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、当協議会は、市内の生活交通の確保を目的とし、令和 7 年 6 月に地域間幹線系統に係る「小千谷市地域公共交通計画」を策定したところですが、この度、本計画の一部変更について、協議させていただきたいと考えておりますので、別紙【書面表決書】を令和 7 年 8 月 22 日（金）までに同封の返信用封筒により御返送くださいますようお願いいたします。

本件に係る協議会につきましては、計画の変更等の内容が軽微と考えられること及び計画に関連する補助金申請に係る時間的な制約があることから、書面協議とさせていただきます。

なお、期日までに御回答がない場合は、本協議に対し異議がなかったものとして取り扱いますので、御了承くださいますようお願いいたします。

記

○協議事項

- ・ 令和 8 年度地域間幹線系統に係る小千谷市地域公共交通計画の一部変更について
- ・ 回答期限
令和 7 年 8 月 22 日（金）

事務局 小千谷市にぎわい交流課 樋口・石上
〒947-0028 小千谷市城内 1 丁目 13 番 20 号
電話 0258-83-3512 FAX 0258-83-0871
メール kouryu@city.ojiya.niigata.jp

事務局：小千谷市にぎわい交流課交流推進係 あて

令和7年度 第2回小千谷市地域公共交通協議会 書面表決書

令和 年 月 日

所 属 _____

役職・氏名 _____

※いずれかに○をつけてください。

議 案	承認 します	一部修正を 提案します	承認 しません
令和8年度地域間幹線系統に係る小千谷市地域公共交通計画の一部変更について			

※「一部修正を提案します」「承認しません」に○をつけた場合は、理由をご記入ください。

※その他、ご意見等がある場合はご記入ください。

令和 8 年度地域間幹線系統に係る小千谷市地域公共交通計画の一部変更について

(協議事項の概要)

令和 7 年 6 月に策定した令和 8 年度の幹線生活交通路線の運行計画（運行期間：R7. 10～R8. 9）について、下記のとおり変更したいので、ご意見いただきますようお願いいたします。

1 計画変更の概要

- 令和 7 年 6 月に小千谷市地域公共交通協議会において、地域間幹線系統として、国の補助対象と位置付けたバス路線について、計画変更を行うものです。

2 変更理由

- ダイヤの改正に伴い、運行計画を変更するため。（南越後観光バス㈱）

3 変更箇所及び変更日

- 変更予定日：令和 7 年 1 0 月 1 日

運行事業者等	申請番号	運行系統名	変更の内容
南越後観光バス㈱	ME 5	小千谷～小出	ダイヤ改正に伴う運行回数の変更

4 協議後の対応

- 既に国へ提出している標記計画について、今回の協議を踏まえ、国へ計画変更手続を行います。

5 添付資料

①地域公共交通計画変更認定申請書
②法定計画（別紙）（案）
③表 1 地域間幹線系統申請の概要
④表 1 地域間幹線系統申請の概要 (地域公共交通維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者)
⑤表 2 事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
⑥様式 1－5 「運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表」

様式第 1－2（日本産業規格 A 列 4 番）

小公協第 16 号

令和 7 年 月 日

国土交通大臣 殿

新潟県小千谷市城内一丁目 13 番 20 号

小千谷市地域公共交通協議会

会 長 山口 良信

地域公共交通計画変更認定申請書

地域公共交通計画を別紙のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

○ 変更日

令和 7 年 10 月 1 日

○ 変更箇所

別紙のとおり

○ 変更理由

別紙のとおり

※本申請書に、変更する事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

※「変更理由」は、具体的に記述すること。

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性																
(変更なし)																
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果																
(1) 事業の目標																
(変更なし)																
(2) 事業の効果																
(変更なし)																
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体																
(変更なし)																
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び 運送予定者																
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付 【表1の概要】 (単位：千円) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>事業者数</th> <th>系統数</th> <th>国庫補助申請額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R8 年度補助 (R7.10～R8.9 運行)</td> <td>2</td> <td>7</td> <td>23,924</td> </tr> <tr> <td>R9 年度補助 (R8.10～R9.9 運行)</td> <td>2</td> <td>7</td> <td>23,924</td> </tr> <tr> <td>R10 年度補助 (R9.10～R10.9 運行)</td> <td>2</td> <td>7</td> <td>23,924</td> </tr> </tbody> </table> ①予定している時刻表・系統図 (変更なし) ②運行予定者決定の流れ (変更なし) ③輸送量が15人～150人/日と見込んだ根拠となる算出式 「表1ー5」を添付 (平均乗車密度算定表)		事業者数	系統数	国庫補助申請額	R8 年度補助 (R7.10～R8.9 運行)	2	7	23,924	R9 年度補助 (R8.10～R9.9 運行)	2	7	23,924	R10 年度補助 (R9.10～R10.9 運行)	2	7	23,924
	事業者数	系統数	国庫補助申請額													
R8 年度補助 (R7.10～R8.9 運行)	2	7	23,924													
R9 年度補助 (R8.10～R9.9 運行)	2	7	23,924													
R10 年度補助 (R9.10～R10.9 運行)	2	7	23,924													
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額																
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表2」を添付																
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法																
(変更なし)																
7. 別表1の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの 運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>																
(変更なし)																
8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村 に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>																
(変更なし)																
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期 及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>																
(変更なし)																
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要																

【地域内フィーダー系統のみ】	
(変更なし)	
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
(変更なし)	
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
(1) 事業の目標	
(変更なし)	
(2) 事業の効果	
(変更なし)	
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
(変更なし)	
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
(変更なし)	
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
(変更なし)	
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
(1) 事業の目標	
(変更なし)	
(2) 事業の効果	
(変更なし)	
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
(変更なし)	
18. 協議会の開催状況と主な議論	
・ 令和4年4月13日（第1回）	協議会設立、規約、事業内容について協議
・ 令和4年6月28日（第2回）	書面決議 規約の改正
・ 令和4年9月22日（第3回）	地域公共交通計画策定に向けたアンケート内容
・ 令和4年12月15日（第4回）	書面決議 フィーダー計画の事業評価
・ 令和5年2月21日（第5回）	アンケート調査結果の報告、内容審議
・ 令和5年6月29日（第1回）	地域公共交通計画（案）の協議
・ 令和5年9月21日（第2回）	地域公共交通計画（案）の協議、パブリックコメントの実施について協議
・ 令和5年12月22日（第3回）	パブリックコメントを踏まえた最終案の協議、合意により地域公共交通計画が完成
・ 令和6年6月25日（第1回）	令和7事業年度の申請に向けた内容協議
・ 令和6年11月6日（第2回）	A I オンデマンド交通の導入案、乗合タクシー

・ 令和 7 年 1 月 1 6 日（第 3 回） ・ 令和 7 年 2 月 2 8 日（第 4 回） ・ 令和 7 年 6 月 3 0 日（第 1 回） ・ 令和 7 年 月 日（第 2 回）	の運行について協議 書面決議 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価 書面決議 地域公共交通計画の改正 令和 8 事業年度の申請に向けた内容協議 書面協議 地域公共交通計画の改正 予定
19. 利用者等の意見の反映状況	
意見について特段なし	

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 小千谷市城内一丁目 1 3 番 2 0 号

(所 属) 小千谷市にぎわい交流課

(氏 名) 樋口 未来

(電 話) 0 2 5 8 - 8 3 - 3 5 1 2

(e-mail) kouryu@city.ojiya.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記 2.・3. については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域間幹線系統申請の概要

R8補助年度(令和7年10月1日～令和8年9月30日)																																		
申請 番号	事業者名	運行系統名	広域行政圏 中心市町村 名	起点	経由地	終点	系統が またがる 市町村名 (H13.3.31現在の 市町村単位)	系統キロ程			平 均 乗車密度	運 回 回 数	輸送量 人	計 画 実 車 走 行 キ ロ km	補助対象 経常費用の 見込額 円	対象系統の 経常収益の 見込額 円	差 額 円	国庫補助金 内定申請額 円	補助対象 系統の キロ当たり 運送収入 円	計画 運送 収入 円	計画 平均 賃率	計画 平均 乗車 密度 (再掲) J÷E÷K L	路線要件判定							R6年度 計 画 記 載 有 無	R5年度 計 画 記 載 有 無	備考 今後の変更予定 時期・内容等		
								km															イ 運 行 数	ロ 複 心	ハ 中 3 回	ニ ホ 輸 送 続	ヘ 赤 運 続	ト 連 続						
								往	復	平均																								
ME5	南越後観光バス(株)	小千谷～小出	魚沼市(旧小出町)	小千谷総合病院(小千谷市)	川口(長岡市旧川口町)	小出営業所前(魚沼市旧湯之谷村)	長岡市(旧川口町)、小千谷市、魚沼市(旧堀	6.5	6.5	6.5	2.7	3.0	8.1	9,282.0	3,019,063	783,679	2,235,384	226,000	77.63	720,561	28.38	2.7	○	○	○	○	○	○	○					

※1記入欄が足りない場合は付け足して下さい。(関数が入っているので、ご注意ください。)
※2水色の色つきセルには予め計算式が入力されていますのでご注意下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

令和8年度

令和9年度、令和10年度については、令和8年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略

④

都道府県 (市区町 村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事 業に要する 国庫補助額 (千円)	特 例 措 置
小千谷市	越後交通株式会社	E13 長岡～十日町	7,026.5	
		(E14) 長岡～小千谷①	1,260.5	
		(E15) 長岡～小千谷②	5,914.5	
		(E16) 長岡～小千谷③	2,401.0	
		E25 小千谷～十日町	5,325.0	
		E26 小千谷～小国	1,770.5	
	事業者計	6系統	23,698	
	南越後観光バス 株式会社	ME5 小千谷～小出	226.0	
	事業者計	1系統	226	
合 計			23,924	

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添
2. 「特例措置」には、地域公共交通利便増進実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

(1) 系統概要

補助ブ ロック名	申請 番号	特 例 措 置	運行系統名	運行系統			計画運行日 数	計画運行回数 () ①＝カッコ内	計画平均乗 車密度 ②	計画輸送量 ①×②＝③	系統キロ程 (全体キロ)		地域公共交通再編事業を 実施する区域におけるキロ 程		系統キロ程と 地域公共交 通再編事業 を実施する 区域におけ るキロ程との 比率	補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程		他路線との競合 部分に係るキロ程		他系統との 競合率	補助ブロック外乗 入部分、同一補 助ブロック都道府 県外乗入部分及 び他路線との競 合部分以外のキ ロ程の比率		
				起点	主な 経由地	終点					チ	オ	オ÷チ＝ク	リ	ヌ	ル	ル÷チ	(チー(リ＋ヌ＋ ル))÷チ＝ヲ							
羽越	ME5		小千谷～小出	小千谷総合病	川口	小出営業所前	238	日	714.0 (3.0)	回	2.7	8.1人	往 25.0km 復 25.0km	(平均) 25.0km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	% 0.000	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 18.5km 復 18.5km	(平均) 18.5km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	% 0.000	% 26.000
合計			1系統									往 25.0km 復 25.0km	25.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km		往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 18.5km 復 18.5km	18.5km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km			

⑤

合計 シート の申 請番 号	全体キロに対 する市町村 内のキロ
ME5	往復 6.5 6.5

(2) 補助対象経費の算定

補助ブ ロック名	申請 番号	特 例 措 置	補助ブロック外 乗入部分及び 同一補助ブロッ ク都道府県外乗 入部分以外の キロ程の比率 (チー(リ+ヌ))÷チ =ヲ	計画実車走 行 キロ ワ	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×ワ以下の 額:カ	(d+e+f)/3 =ノ	補助対象系統のキロ当たり経常収益									補助対象 経常収益 の見込額 ノ×ワ以上の 額:ヨ	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額 カーヨ=タ	補助対象経費 の限度額 カ×9/20=レ	タ又はレのうちい ずれか少ないほうの額 ソ
							基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間						
							経常収益 ヤ”	実車走行 キロ マ”	補助対象系 統の実車走 行キロ当 たり 経常収益 ヤ”÷マ”=d	経常収益 ヤ’	実車走行 キロ マ’	補助対象系 統の実車走 行キロ当 たり 経常収益 ヤ’÷マ’=e	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系 統の実車走 行キロ当 たり 経常収益 ヤ÷マ=f				
羽越	ME5		26.000%	35,700.0km	11,611,782 円	84円.43銭	9,804,174 円	96,900.0 km	101円.17銭	6,192,467 円	84,250.0 km	73円.50銭	5,169,514 円	65,750.0 km	78円.62銭	3,014,151 円	8,597,631 円	5,225,301 円	5,225,301 円
合計				35,700.0km	11,611,782 円		9,804,888 円	96,902.7km		6,192,492 円	84,250.0km		5,169,514 円	65,750.0km		3,014,151 円	8,597,631 円	5,225,301 円	5,225,301 円

合計 シート の申 請番 号
ME5

(3) 負担者及び負担割合

補助ブ ロック名	申請 番号	特 例 措 置	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの ソ×ヲ=ツ	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの ソ×ヲ’=ツ’	計画平均 乗車密度 が5人 未満の路線 ツ×みなし運行回数／ ①計画運行回数=ネ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2=ラ	経常費用から 経常収益を控除 した額 ニ×ワーヨ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ムーラ=ウ	ウの負担者とその負担割合							
										新潟県		市町村		その他の者		事業者自己負担	
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合
羽越	ME5		1,358,578 円	1,358,578 円	452,859 円	452千円	226.0千円	8,597,631 円	8,371,631 円	226,000 円	2.7%	876,806 円	10.5%	6,362,247 円	76.0%	906,578 円	10.8%
合計			1,358,578 円	1,358,578 円	452,859 円	452千円	226千円	8,597,631 円	8,371,631 円	226,000 円	2.7%	876,806 円	10.5%	6,362,247 円	725.6%	906,578 円	10.8%

合計 シート の申 請番 号
ME5

全体キロに対 する市町村 内のキロ割 合
26.000%

(1) 記載要領

- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
- 「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載する。
- 「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であつて、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間(系統キロ程(チ)ー補助ブロック外乗入部分のキロ程(リ)ー同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ヌ))に係るキロ程を記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
- 「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。
- 「補助対象経費」の欄は、(ネ)(計画平均乗車密度が5人未満の路線)に記載がある場合は(ネ)の金額を記載し、記載がない場合は(ヅ)の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ネ)の金額又は(ヅ)の金額に、(ヅ')の金額から左記の場合の(ネ)の金額又は(ヅ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ヅ')の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の(ノ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11／20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
- 「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。
(記載例「令和○年度、令和○年度については、令和○年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1ー5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1ー5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
- 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

事業者名	南越後観光バス株式会社	
運行計画担当部門	(担当部門の名称) 乗合営業部	(責任者役職・氏名) 部長代理 武藤 文昭
補助金担当部門	(担当部門の名称) 乗合営業部乗合バス課	(責任者役職・氏名) 課長 関 正太

運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（令和 6 年度）

運行系統							年間輸送実績					経常収益			経常費用	平均乗車密度算定			輸送量 (A) × (G)	市町村に よる回数 券購入等 の有無	備 考
申請 番号	運 行 系統名	起点	主 な 経由地	終点	キロ程 (km)	運行 回数 (A) (回)	輸送人員 (人)	1 人平均 乗車キロ (km)	輸 送 人キロ (人× km)	運送収入 (B) (円)	実車走行 キ ロ (C) (km)	運送雑収 (D) (円)	営業外 収 益 (E) (円)	計 (B) + (D) + (E)	1 系統当り 経常費用 (円)	運賃改定前適用 の平均賃率 × 日数 運賃改定後適用 の平均賃率 × 日数 総適用日数	平 均 賃 率 (F) (円)	平均乗車 密 度 (B) / (C) / (F) (G)			
ME5	小千谷～小出線	小千谷総合病院	川口	小出営業所前	25.0	3.5	6,295	7.3	45,950.6	1,327,165	17,095.0	10,266	6,642	1,344,074	5,848,541		28.15	2.7	9.4	有・無	
合計					25		6,295		45,951	1,327,165	17,095.0	10,266	6,642	1,344,074	5,848,541						

- [記載要領]
- この書類は、補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の実績について、補助対象期間の末日現在における状態に応じて、運行系統ごとに作成すること（補助対象系統のみ記載すること）。
 - 申請番号は、地域公共交通計画認定申請書の申請番号と同一のものとすること。
 - 起点及び終点は停留所名をもって記載し、主な経由地は他の運行系統と区別できる停留所名をもって記載し、キロ程は小数点以下第1位まで記載すること。
 - 運行回数は、補助対象期間における1日の平均を小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。なお1往復を運行回数1回とし、循環系統の場合は、1循環で運行回数1回とする。
 - 1人平均乗車キロは、運行系統ごとに実態調査に基づいて記載すること。
 - 輸送人キロは、輸送人員×1人平均乗車キロにより算出すること。
 - 運送収入は、当該運行系統の補助対象期間の運送収入について、原則として年1回以上実態調査を実施し、その結果により算出すること。また、実態調査日についても記載すること。
 - 実車走行キロは、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
 - 1系統当たり経常費用は、補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用に当該系統の実車走行キロを乗じたものとする。
 - 平均賃率は、停留所相互間総運賃額÷停留所相互間総キロにより銭単位まで算出すること（銭未満切り捨て）。ただし、補助対象期間中に運賃改定があった場合の当該運行系統の平均賃率は、表中の計算式により算出すること。なお、この場合において、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった日は適用日数から除くものとする。
 - 平均乗車密度は(B)÷(C)÷(F)と連算し、その値について、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出すること。
 - 備考欄には、補助対象期間中に運行回数の変更があった場合、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった期間があった場合又は運賃改定があった場合等特記すべき事項について、変更年月日又は期間及びその内容を記載すること。
 - 各運行系統のキロ程、輸送人員、輸送人キロ、運送収入、実車走行キロ、運送雑収及び営業外収益の合計欄については必ず記載すること。
 - 市町村による回数券購入等の有無は、運送収入に含まれるものの有無について記載すること。